

塗装業者の皆様へ

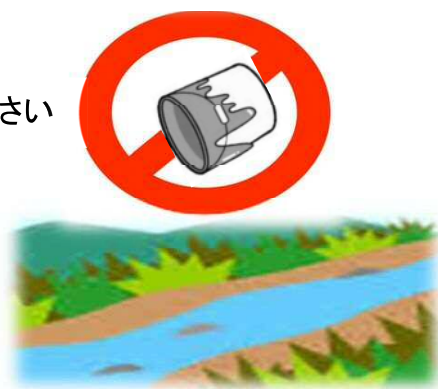
塗料の残渣等を河川や水路に絶対に流さないでください！！

- 塗料の残渣等が流されることが原因で、河川や水路が濁るなどの事案が多く発生しています

塗料の残渣やハケの洗い水等を河川や水路に流すと少量であっても水が濁り、近隣の住民の方が不安に感じ、警察・消防・行政が出動する重大な事態になります。塗料等は少量であっても絶対に河川や水路に流さないでください。

- 塗料の残渣等は産業廃棄物であり、適正に処理してください

塗装業に係る塗料の残渣等は産業廃棄物であり、河川や水路に捨てることは不法投棄にあたります。また、水道や農業等の利水を阻害した場合には、損害賠償の対象になることがあります。塗料の残渣等は産業廃棄物処理業者に委託処理するなど適正に処分してください。河川や水路に絶対に流さないでください。



【お問合せ先】

○詳しくは、以下の大阪府の窓口までお問い合わせください。

大阪府環境農林水産部
大阪市住之江区南港北1丁目14-16
(水質の異常に関するお問合せは)
環境管理室事業所指導課水質指導グループ
TEL: 06-6210-9585
(産業廃棄物に関するお問合せは)
循環型社会推進室産業廃棄物指導課排出者指導グループ
TEL: 06-6210-9582